

あすなろ地区表彰規程

日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区

ボーイスカウトの奉仕は、報いを求めないことが原則であります。

青少年の為に報いを求めないで奉仕した行為に対して、表彰される側としては、自分の行為が独善的なものでなく社会に役立つものとして評価された喜びと新たな意欲となり、表彰する側としては、今後ともスカウティングをお続け下さいという期待と感謝を表すものであって、これが表彰であります。

1. あすなろ地区の表彰に関する審査基準

表彰区分	対象	奉仕年数	基準
地区表彰状	隊長、副長、副長補、 団委員、インストラクター、 デンリーダー、	5年	実際にふさわしい奉仕をしている 加盟員
地区有功記念章	ビバー補助者	7年	同上（地区表彰状受章者）
地区感謝状	非加盟の長期奉仕者	5年	実際にふさわしい奉仕をしている 非加盟員
	地区でふさわしい 行為と功労がある者		加盟員 非加盟員
地区特別有功記念章	隊長、副長、副長補 団委員		県連有功章受章済であって50歳を 超える者
スカウト善行章	全部門のスカウト		スカウト精神にもとづいて善行を行 い他の模範となった者

※奉仕年数とは、申請に必要な最小限の奉仕年数をいう。

2. 奉仕年数の算定

- ①主登録の指導者としての登録年数をもって算定する。
- ②登録が中断している場合は、中断前後の奉仕年数を通算できる。
- ③奉仕年数は他地区における奉仕期間も通算できる。ただし、あすなろ地区(旧杉並地区・旧中野地区)において1年以上の奉仕実績があるものとする。
- ④年数は、算定を計算する期の末日(3月31日)現在のものとし、1年未満の月数は切り捨てる。

3. 必要な経過年数

- ①地区有功記念章は、地区表彰状受章から2年以上の経過を必要とする。
- ②県連有功章の推薦は、地区有効記念章を受章した者について審査する。
- ③県連有功章については初期登録より継続登録13年以上の経過を、推薦の目安とする。
- ④県連特別有功章については県連有功章受章後10年以上かつ継続登録23年以上の経過を、推薦の目安とする。
- ⑤県連盟または日本連盟表彰の推薦をする場合の経過年数は、副長以上として登録した年数を算定する。

4. 地区感謝状について

- ①地区でふさわしい行為と功労がある者とは、原則としてあすなろ地区の各団、隊の活動に対して、長年にわたり物的支援や人的支援（キャンプ施設や活動施設等）を継続供与していただいている（いただいた）個人、施設、団体等をいう。
- ②上記「長年にわたり」とは、10年を目安にする。

5. 申請の手続き等

- ①地区表彰、または県連盟もしくは日本連盟表彰の推薦の申請は、各団育成会長、団委員長が地区コミッショナーに表彰申請書を提出し、地区コミッショナーはこれを名誉会議に諮り審議、決定する。
- ②各団から地区表彰、または県連盟もしくは日本連盟表彰の推薦の申請が提出されない場合でも、名誉会議は必要に応じて発議し、審議決定することができる。ただし所属団の賛同を得て確定するものとする。
- ③コミッショナーは名誉会議終了後遅滞なく、地区表彰については決定者の氏名、県連盟・日本連盟表彰推薦については決定者の人数を、地区委員会に報告する。

6. 改廃

当規程の改正または廃止には、あすなろ地区委員会の承認を要する。

制 定 平成21年12月17日

改 正

第1回 平成28年 8月25日

第2回 平成29年 4月27日

第3回 平成30年 4月26日

第4回 2020年 4月29日

第5回 2023年 7月17日